

生 企 第470号
平成31年3月27日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察生活安全指定捜査員運用要綱の制定について

青森県警察生活安全指定捜査員については、「青森県警察生活安全指定捜査員運用要綱の制定について」（平成29年3月23日付け青警本生企第521号ほか。以下「旧通達」という。）に基づいて運用しているところであるが、この度の青森県警察本部生活安全部に係る組織改編等を踏まえ、所要の整備を行ったので遺漏のないようにされたい。
なお、旧通達は廃止する。

担当：生活安全企画課
生活安全部企画係

青森県警察生活安全指定捜査員運用要綱

1 趣旨

この要綱は、生活安全部所管に係る特異重要な事件、その他広域にわたるなど社会的反響の大きな事件及び生活安全部長が特に必要と認めた事件(以下「捜査本部事件等」という。)が発生し、あるいは捜査する場合に、当該事件の捜査を担当する本部所属又は警察署に警察本部及び他の警察署から応援派遣する捜査員の指定及び運用について必要な事項を定めるものとする。

2 生活安全指定捜査員の定義

生活安全指定捜査員(以下「指定捜査員」という。)とは、捜査本部事件等の捜査に応援派遣する捜査員として、警察本部長(以下「本部長」という。)があらかじめ警察本部及び警察署の捜査員の中から指定した警部補以下の階級にある者をいう。

3 運用の基本

指定捜査員の派遣及び運用は、捜査本部事件等の捜査の万全を期すため、必要やむを得ない場合に限るものとする。

4 指定捜査員の指定

- (1) 警察本部少年女性安全課(企画係及び少年対策係を除く。)、保安課(サイバー犯罪対策室対策係及びサイバーセキュリティ対策係を除く。)及び青森・八戸・弘前の各警察署の生活安全課(許可等事務担当者を除く。)に所属(兼務者を含む。)する警部補以下の全ての警察官を指定捜査員に指定するものとする。
- (2) 五所川原・黒石・十和田・三沢・むつの各警察署については、警察本部長と各警察署長が協議の上、生活安全課に所属する巡査部長以下の警察官1名を指定捜査員に指定するものとする。
- (3) 指定捜査員は、本部長が指定し、別記様式1の「生活安全指定捜査員名簿」に登載してこれを運用する。

5 任期

指定捜査員の任期は指定翌年の3月末日又は新たに指定捜査員が指定される日までとする。

6 指定の解除

警察本部の所属長及び警察署長(以下「所属長等」という。)は、指定捜査員について、次に掲げる事由が生じた場合には、指定の解除を本部長に申請するものとし、本部長は当該申請に係る者を「生活安全指定捜査員名簿」から削除して解除するものとする。

- (1) 健康上の理由により、指定を継続することが不可能と認められる場合

(2) その他の支障により、指定を継続することが不相当と認められる場合

7 指定捜査員の派遣要請

捜査本部長及び所轄警察署長（以下「捜査本部長等」という。）は、捜査本部事件等の捜査のため指定捜査員の派遣を必要とするときは、事件名、事件の概要、派遣を必要とする指定捜査員の人員、派遣先等を明らかにして別記様式2の「生活安全指定捜査員派遣要請書」により、事件主管課長を経由して本部長に要請するものとする。

8 指定捜査員の派遣

本部長は、捜査本部長等の要請に基づき、指定捜査員の所属する所属長等に対し、3週間の期間内で指定捜査員の派遣を命ずることができる。

ただし、捜査の進展状況等により、本部長が特に必要があると認める場合は、派遣期間を延長することができる。

9 指定捜査員の効率的運用

捜査本部長等は、派遣された指定捜査員を指揮監督し、適切かつ効率的運用に努めなければならない。

10 教養訓練

事件主管課長は、指定捜査員の捜査技能等の向上を図るため、随時教養を行うものとする。

11 事務の処理

この要綱に関する事務は、生活安全企画課において行う。

12 施行

本要綱は平成31年4月1日から施行する。

別記様式2

年 月 日	
青 森 県 警 察 本 部 長 殿	
警 察 署 長 印	
生 活 安 全 指 定 捜 査 員 派 遣 要 請 書	
派 遣 要 請 年 月 日	
派 遣 要 請 場 所	
事 件 名	
派 遣 要 請 人 員	
事 件 の 概 要	
そ の 他 参 考 事 項	
派 遣	可 ・ 不 可